

北海道のGX推進に向けた令和8年度の施策について

令和8年(2026年)3月16日

北海道経済部GX推進局GX推進課

▶ 規制改革メニュー（特区措置61、全国展開114）



【国家戦略特区制度の仕組み】



(※内閣府ホームページより)

北海道における国家戦略特区制度の活用

新規の規制緩和事項や他特区の規制緩和メニューの活用について、市町村や事業者からの意見(提案)を踏まえ、関係機関と検討等の上、国に提案します。

○道の提案窓口:「国家戦略特区における規制改革メニューの活用について」
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/csr/nssz.html>

◆対象事業

GX事業(北海道全域)

洋上風力	合成燃料	水素	蓄電池
次世代半導体	データセンター	海底直流送電	電気・水素運搬船
再生可能エネルギー(太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱等)			
上記の分野ごとに規則で定める業種に関する事業 (研究開発、製品の開発・生産・製造、役務提供等)			

金融事業(札幌市域)

金融商品取引業のうち、GX事業への投資を呼び込む事業(投資取引仲介、ファンド募集、投資助言、投資運用等)

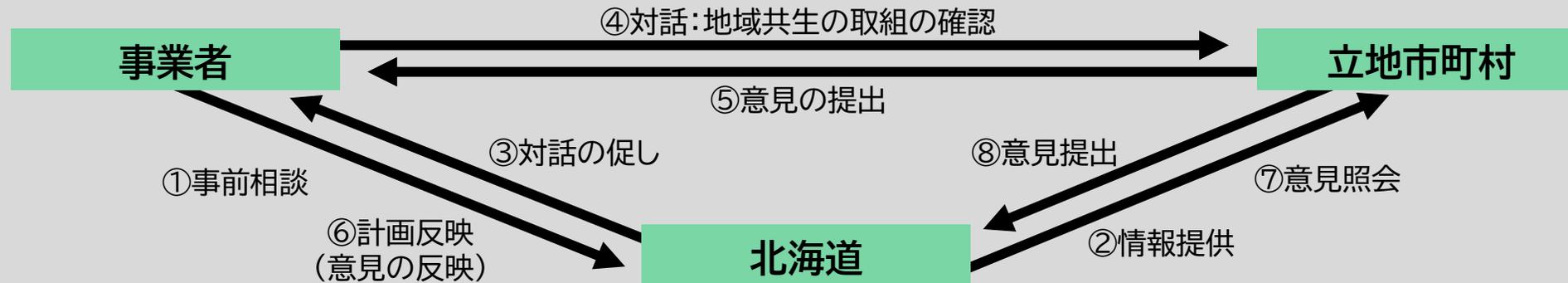
金融機能の強化集積に資するフィンテック
(デジタル技術を用いて金融サービスを提供する事業)

◆対象税目

GX事業	道内で新たにGX事業を営む事業者	<p><道税> 法人道民税(※均等割除<)、法人事業税 <札幌市税> 法人市民税(※均等割除<)、事業所税</p>	<p>最大10年間免除 ※1~5年目:最大全額免除 6~10年目:最大1/2免除 ※不動産取得税は、 取得時最大全額免除</p>
	既に道内でGX事業を営む事業者	<p>工場や事務所等の設備投資を行う場合 <道税> 不動産取得税、道固定資産税 <札幌市税> 都市計画税、固定資産税</p>	
金融事業	札幌市内で新たに金融事業を営む事業者	<p><道税> 法人道民税(※均等割除<)、法人事業税 <札幌市税> 法人市民税(※均等割除<)、事業所税</p>	<p>最大10年間免除</p>

◆地域との合意形成(認定要件)

<事前相談・意見照会のイメージ>



<自然環境及び生活環境との調和に関する事項の例>

○生活環境への配慮事項

施設の適切な維持管理、地域特性に応じた必要な取組(雪捨て場の確保、用水路の整備、私道の整備等)など

○自然環境への配慮事項

動植物等の生態系への配慮、環境教育等の実施、地域特性に応じた必要な取組(環境保全の取組、施設の色彩調整、騒音の対応等)など

○地域社会への配慮事項

地域説明会や事業報告会の開催、地域振興(収益の地域還元、地域の交流スペースの整備、地元調達・雇用の確保等)など

北海道へのGX産業の集積に向け、北海道と道内市町村が共同で、地域未来投資促進法に基づく「北海道GX地域未来投資促進基本計画」を作成し、2025年3月に国の同意を得た。

◆対象事業

北海道のGX産業の推進に係る「ものづくり」、「デジタル」、「エネルギー」関連分野

<対象事業>

洋上風力関連、合成燃料、水素、蓄電池、次世代半導体、データセンター、海底直流送電、電気・水素運搬船、再生可能エネルギー（太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱等）

◆対象税目

	国税	北海道税				市町村税
	法人税	法人道民税	法人事業税	不動産取得税	道固定資産税	固定資産税
地域未来投資促進税制	○(※ ₁) 税額控除or特別償却	—	—	○ 課税免除	○ 課税免除(3年)	△(※ ₂) 課税免除(3年)
(参考)北海道GX推進税制	—	○ 課税免除(10年)	○ 課税免除(10年)	○ 課税免除	○ 課税免除(10年)	—

※₁ 法人税の課税特例については、特別償却又は税額控除のいずれかを選ぶことができます。

機械装置・器具备品：特別償却35%又は税額控除4%(通常類型の場合)

建物・附属設備・構築物：特別償却20%又は税額控除2%

※₂ 市町村税の固定資産税の課税免除等の有無は、立地市町村によって異なります。

事業者が、投資額や雇用増等の要件を満たす道内での工場等の新設又は増設を行う場合に、投資額の一部を補助するもの(最大15億円)。

<GX関連産業抜粋>

類型	対象業種・事業	対象地域	補助要件	区分	補助額※ ₁	限度額	通算限度額
類型 I	半導体関連産業	全道 (札幌市除く)	投資:5億円以上 雇用:20人以上	新設	投資額×10%	15億円	20億円
				増設	投資額×5%	5億円	
	新エネルギー・脱炭素 燃料関連製造業		新設	投資額×10%	10億円	13億円	
			増設	投資額×5%	3億円		
	新エネルギー供給業 (市町村支援の対象 であるもの)		新設	投資:10億円以上 雇用:1人以上	投資額×5%	1億円	1億5千万円
			増設	投資額×2.5%	5千万円		
	データセンター事業		新設	投資:20億円以上 雇用:5人以上	投資額×10%	15億円	20億円
			増設	投資額×5%	5億円		
類型 II	製造業 データセンター事業	特別対策地 域※ ₂	投資:2.5千万円以上 雇用:3人以上	新設	投資額×4%	1億円	3億円
				増設	投資額×4%		

※₁ 重点地域に立地する場合や環境配慮型工場に該当する場合は、それぞれ1%を加算します。

※₂ 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律や過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法などの適用地域です。

事業者等における省エネの取組を進めるため、「家庭分野」、「業務分野」、「運輸分野」、「産業分野」で構想、計画、導入の段階に応じたモデル的、先駆的な取組を行う民間事業者等の企画提案に対し支援を行う。

○省エネルギー設備導入計画等作成支援事業

省エネルギー設備の導入を前提とした省エネルギー診断・分析・計画の策定及び設備の設計、当該設計に要する調査を行う事業に対する補助



補助率等	上限
1/2以内	100万円

○省エネルギー設備導入支援事業

高い省エネルギー効果が期待できる設備を導入する事業に対する補助



補助率等	上限
1/2以内	コンソーシアム:1,000万円 単独:500万円

道内企業におけるカーボンニュートラル化の取組への着手に向けて、意欲ある道内企業を掘り起こし、企業の取組や段階に応じて実施可能性を重視したプラン作成を支援することにより、本道産業界のカーボンニュートラル化を促進する。

〔内 容〕

- ①カーボンニュートラル化に意欲ある企業の掘り起こし
- ②カーボンニュートラル化プラン作成支援
 - ・作成プロセスを含むモデルプランを活用
 - ・企業経営面も考慮した取組可能で効果的なプラン
 - ・短期(運用改善・省エネ)から中期(設備投資等)の具体的な対策を重視
- ③カーボンニュートラル化の先駆的な取組を支援
 - ・科学的根拠に基づく世界標準の取組であるSBT認証の取得(英国ロンドンの事務局への申請)を支援
 - ・道内企業のSBT認証(中小企業版)取得の工程を公開し、取り組みを周知・共有化

市町村等が行う新エネルギー設備の導入可能性調査や発電・熱利用を目的とした地熱井等の調査を支援するとともに、地熱・温泉熱の利活用に係る専門家を市町村等に派遣する。

○地域新エネルギー導入加速化調査支援事業

市町村の新エネビジョン等に基づく、新エネルギー設備の導入を前提とした事業実施可能性調査(FS調査)等を支援。



補助率等	上限
1/2以内	300万円

○地熱資源利用促進事業

①アドバイザー派遣

地熱、温泉熱の利活用に係る専門家をアドバイザーとして市町村等に派遣。

②地熱井等調査補助

地熱資源を地域振興に活用する取組を促進するため、地域振興に資する発電や熱利用を目的として行う地熱井の調査等を支援



補助率等	上限
1/2以内	800万円

「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、市町村等が主体となって行う新エネルギー導入の設計や設備導入等の取組を支援する。

○設計支援・設備導入支援(①②)

地域が主体となって行う小水力やバイオマス、地中熱や太陽光発電等の新エネルギー導入に必要な設計や導入の費用を補助

○地熱井掘削支援事業(③)

地域振興に資する発電や熱利用を目的として行う地熱井の掘削の費用を補助

○ゼロカーボン・モビリティ導入支援(④)

新エネルギーと電気自動車(EV)、蓄電池等を組み合わせた、自立分散型エネルギーシステム(V2X)の導入に対し支援。

○ゼロカーボン・ビレッジ構築支援(⑤)

地域の分散型エネルギーシステムをIoT技術で組み合わせて、街区単位や複数施設で面的に活用する受給一体の取組に対し支援。

○ゼロカーボン・イノベーション導入支援(⑥)

大学等が地域の新エネ資源を活用して開発した実用化目前の先端技術について、市町村と大学、地元企業等が連携して地域特性に合わせて仕様等を最適化し、実装する取組に対し支援。

事業名	補助対象者	条件
①新エネルギー設計支援	・市町村 ・市町村と企業等の共同体	補助率:1/2以内 上限:500万円
②新エネルギー設備導入支援	・市町村 ・企業等 ・市町村と企業等 又は複数企業等の共同体	補助率:1/2以内 上限:5,000万円 (モデル成果を活用した設備導入の場合、最長2カ年で1億円)
③地熱井掘削支援	・市町村 ・市町村と企業等の共同体	補助率:2/3以内 上限:5,000万円
④ゼロカーボン・モビリティ導入支援	・市町村 ・市町村と企業等の共同体	補助率:1/2以内 上限:5,000万円
⑤ゼロカーボン・ビレッジ構築支援	・市町村 ・市町村と企業等の共同体	補助率:1/2以内 上限:(手法検討)500万円 (導入)7,500万円 最大2カ年1.5億円
⑥ゼロカーボン・イノベーション導入支援	・市町村と企業等の共同体	補助率:2/3以内 上限:7,000万円 (最大3カ年2億円)

地域が主体となって行う新エネルギー等の導入に対して、事業計画の策定や事業化の検討など、構想・計画・導入等の各段階に応じた支援等を行う。

○新エネルギーコーディネート支援事業

・コーディネート支援業務

専門家(コーディネーター)を地域に派遣し、取り組みの掘り起こしや様々な形での検討・相談対応を実施するほか、情報提供、データ分析、助言等を行う。

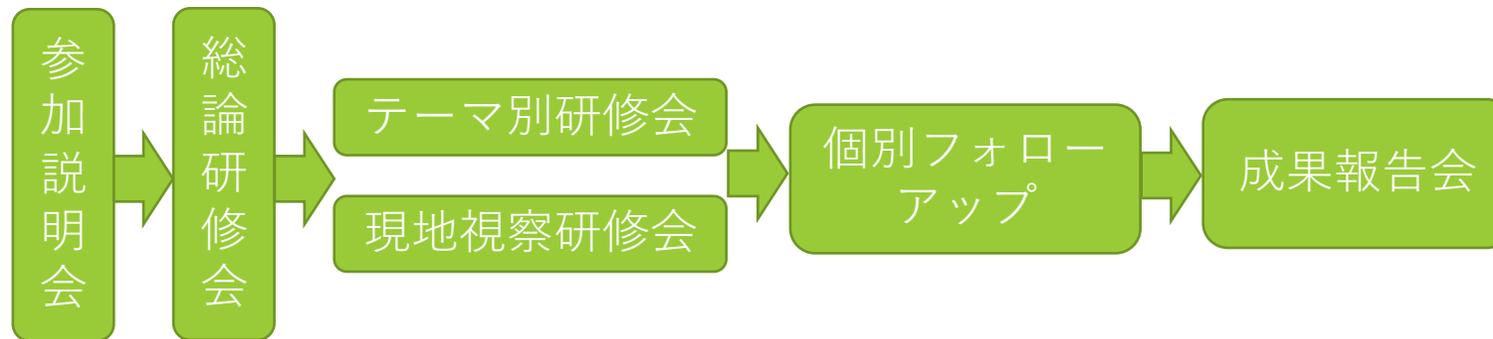
・事業者とのマッチング

民間事業者の取組の紹介、事業者から提案を受けるなど、市町村の取組と事業者のマッチングを行う。

市町村における地域の脱炭素化を促進するため、研修会の開催や取組の進捗状況に応じた伴走型支援により人材育成を進めるとともに、促進区域の設定に関する説明会等を開催する。

○地域脱炭素専門人材育成支援事業(ゼロカーボン塾)

- ・地域脱炭素に関する専門テーマを設定した市町村職員向け研修会の開催。



○個別市町村支援

- ・地域脱炭素を推進するため、個別訪問によるフォローアップ支援等の実施。
- ・地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に向けた説明会開催。

道内企業による環境・エネルギー関連ビジネスの育成や参入を促すため、マーケティングや人材育成、技術・製品開発支援、販路拡大など、様々なビジネスの段階において総合的に支援を行う。

○伴走型支援・人材育成事業

環境関連製品の開発や販路拡大に向けた助言、企業/団体マッチング、効果的な販売方法の助言、国・道等への補助事業への誘導等の支援

○販路拡大・普及啓発事業

道内企業の脱炭素関連ビジネスの技術や製品、サービスを展示会へ出展

○開発支援事業

省エネルギー、新エネルギー、水素・アンモニア・合成燃料等の次世代エネルギーや資源循環産業における技術・製品・サービス開発や実証研究、事業化に対して補助



補助率等	上限
2/3以内	1,000万円×1件 300万円×3件

再生可能エネルギーによる水素生産と利活用までの事業化を促進するための取組を進め、将来の本道経済を支える水素関連産業の基盤形成の促進を図る。

○水素等プロジェクト形成等支援

水素サプライチェーンプロジェクトの構築支援

- ・国支援策の採択へ繋がる水素製造・利活用プロジェクトの策定
- ・参画企業への支援、進捗報告会の開催

○水素関連ビジネス構築支援

水素等利活用普及啓発、水素関連ビジネスへの参入支援

- ・水素関連ビジネス検討会の実施

○水素機器等導入促進

水素利活用に向けた普及促進

- ・道内展示会において関連機器等の普及啓発を実施

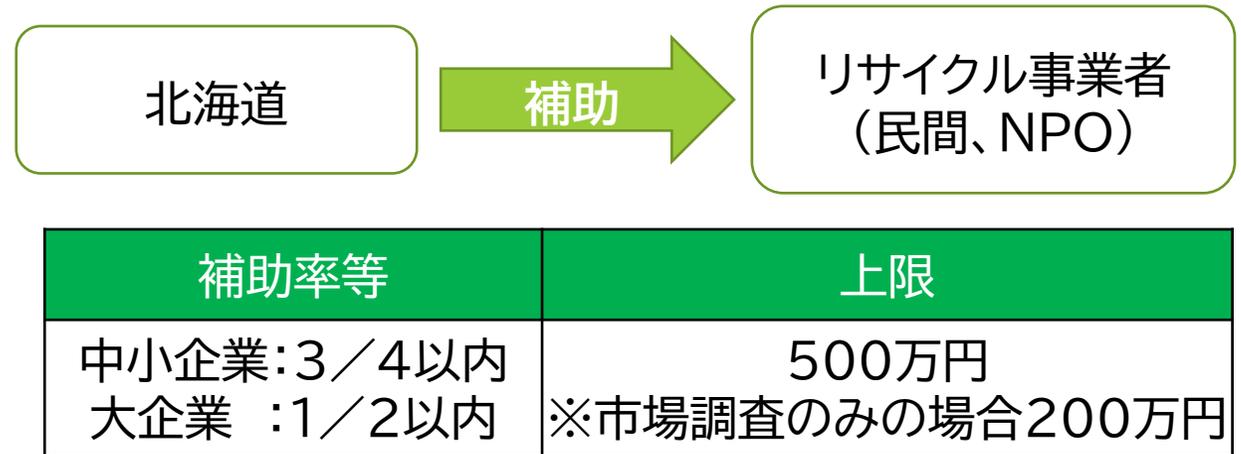
本道におけるリサイクル産業の振興・創出を図り、循環型社会の形成を推進するため、産学官連携による協議会へ参画するほか、リサイクル製品等の事業化に向けた研究事業等に対する支援を行う。

○リサイクル産業創出事業

新たなリサイクル産業の創出を図り、循環型社会の形成を推進するため、産業廃棄物を原材料としたリサイクル製品の製造・技術の改良、販路拡大に向けた課題解決(原材料の調達方法・製造コスト、製品の性能評価、販路拡大方法)に対する取組を支援。

対象

- ①リサイクル製品の市場投入に先立ち行う実証試験(試作品作成を含む)又は市場調査
 - ②リサイクル製品(試作品)の改良
 - ③展示会を活用したニーズ調査、戦略(事業計画)策定のために行う調査
- ※②の事業と同時に実施する場合対象



経済波及効果が大きい洋上風力発電に係る地域のサプライチェーン構築に向け、関連事業への道内企業の参入促進のため、参入可能な事業分野の把握やその情報発信を行うとともに、洋上風力建設工事・メンテナンス等に従事可能な技能人材の育成を計画的に進める。

○サプライチェーン構築支援

関係団体等と参入に向けた展開方向の共有や参入機会に関する情報発信、企業展示会への出展、発電事業者等と道内企業のマッチングを実施

○人材確保支援補助金

洋上風力発電への参入を目指す道内中小企業を対象に、洋上風力発電の建設やメンテナンス業務に必要な技能や資格等の取得に要する経費を支援



補助率等	上限
1/2以内	50万円以内/1名

○教育機関向け普及啓発

技術系教育機関(工業高校、高専等)への出前講座、企業見学バスツアーの実施

洋上風力は、関連産業の裾野が広く、事業規模も大きいことから、風車メーカー等製造拠点や道内企業の参入促進、地域の機運醸成などを通じ、地域への経済波及効果が見込まれる洋上風力産業の集積に向けた取組をより一層推進する。

○道内製造拠点化

海外風車メーカーや国内関連企業に対して道内への製造拠点誘致に向けた各種プロモーションを展開する。

○道内企業の参入促進

道内企業の参入促進に向けて、国内における北海道の優位性や関連企業の参入の可能性を把握・分析する調査を実施する。

○産業集積に向けた機運醸成

洋上風力関連産業の集積に向けて、国内先進地への視察や洋上風力発電事業への理解促進を図るセミナーを開催する。